

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(稅務課)

鳥取県会計規則の一部を改正する規則(會計課)
鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 個人事業税及び自動車税を口座振替の方法によって納付しようとする場合の依頼書は、課税地を管轄する県稅事務所長又は指定金融機関等のいずれか(現行課税地を管轄する県稅事務所長及び指定金融機関等の両方)に提出することとした。(第十四条の二関係)
- 二 その他納付書等について所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

- 一 口座振替の方法により歳入を納付しようとする者は、指定金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、住所、氏名、預金口座番号等を知事又は廳長に届け出なければならないこととした。(第十八条の二関係)
 - 二 知事又は廳長は、納入者から一の届出があったときは、納入通知書又は納付書を、その者が預金口座を設けている指定金融機関等に直接送付しなければならないこととした。(第十四条、第十五条関係)
 - 三 専修職業訓練校の名称が高等技術専門校に改められたことに伴う齎かひの名称の整備を行うこととした。(別表第一関係)
 - 四 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 五 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。
- ◇鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- 一 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務の範囲に、部又は機関のうち中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎に事務所を有するものの電話料金の支払に関する事務を加えることとした。
 - 二 この規則は、平成三年四月一日から施行し、平成三年度分の予算から適用することとした。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 傳 治

鳥取県規則第二十四号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「行なう事業に対する事業税の納税者で、その者が納付すべき個人が行なう事業に対する事業税及び個人が行なう事業に対する事業税の納税者が所有する自動車に係る」を「行う事業に対する事業税又は」、
「県税口座振替依頼書を指定金融機関、指定代理金融機関又は」を「県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは」に改め、「第十一号様式の五による県税納付書送付依頼書を課税地を管轄する所長にそれぞれ」を削る。

第四十九条中「条例第九十三条第三項の規定に該当する場合にあつては」及び「、同条第四項の規定に該当する場合にあつては第六十二号様式の九」を削る。

様式目次中

「その五 納付書（自動車税（税額変更）」）

「第一号様式の二その一 納付（納入）書（県民税利子割）」

「その五 納付書（自動車税（税額変更・督促））」
「第一号様式の二その一 納付（納入）書（県民税利子割）」

「第一号様式の八その一 督促状・納付（納入）書（一般）」

「第二号 督促状（自動車税）」
「第一号様式の八その一 督促状・納付（納入）書（一般）」

「第一号 督促状（自動車税）」
「第二号 督促状（自動車税）」

「第一号 督促状（自動車税）」
「第二号 督促状（自動車税）」

「第一号 督促状（自動車税）」
「第二号 督促状（自動車税）」

「第一号 督促状（自動車税）」
「第二号 督促状（自動車税）」

「第一号 督促状（自動車税）」
「第二号 督促状（自動車税）」

「第十一号様式の四 県税口座振替依頼書」

「第十一号様式の五 県税納付書送付依頼書」

「第十一号様式の四 県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書」に、

「第十一号様式の四 県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書」に、

「第六十二号様式の八 特別地方消費税納付申告書（経営者課税）」を

第六十二号様式の九 特別地方消費税納付申告書（経費課税）」

「第六十二号様式の八 特別地方消費税納付申告書」

「第六十四号様式」

第六十二号様式の九 削除

第六十四号様式

式 自動車税納税証明書（納付書用）

「第六十四号様式 自動車税納税証明書（納付書用）」

式之二 自動車税納税証明書（窓口交付用）」

車税納税証明書（窓口交付用）

自動車税納税証明書（納付書用）」

第一号様式その二領収証書中

口座振替金融機関番号	
------------	--

を
に改め、同様式その四領収

口座振替金融機関番号	
納税貯蓄組合番号	

証書中

口座振替金融機関番号	
------------	--

を

納税貯蓄組合番号	
口座振替金融機関番号	

に改め、

同様式その五備考中「税額」のところに「及び督促状により督促された自動車税」を加える。

第一号様式の三その二表面中

口座振替金融機関番号	
------------	--

を

指預口	定金融	金	機	関	番	号
	口座	座	番	号		
納税			貯	蓄	組	合

に改め、同様式その六裏面課税の根拠の項中「及び第113

条の4」及び「田舎中の所在地」を削り、同様式その六裏面お知らせの項中1を削り、2を1とし、3を2とし、同様式その七表面を次のように改める。

(表面)

納税通知書 (口座振替用)

自動車税	年度	年度
登録番号	号	
納税番号	号	
税額		円
納期限(振替日)	年 月 日	
指定預金口座	金融機関番号	
金融機関		
支店名		
口座番号		
納税貯蓄組合番号		
納税貯蓄組合名		

上記のとおり通知します。 年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

(備考) この納税通知書は、口座振替の方法による納付の申出を行った納税者に対する通知に使用すること。

第一号様式の三その七裏面課税の根拠の項中「及び第113条の4」及び「自動車の所有者に」を削り、同様式その七裏面お知らせの項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同様式その七裏面の納付場所の項を削り、同様式その八表面1中「自動車の所有者に」を削り、同様式その八裏面お知らせの項中1を削り、2を1とし、3を2とする。

第一号様式の八その一裏面を知らずの項1中「この通知が督促状の場合、」を削り、同項2中「この通知が督促状の場合、督促について不服があるときは、この督促状」や「この督促状について不服がある場合は、督促状」に改め、同様式その二その三と「その1の次にその二」として次のように加える。

第一号様式の八その二(第二条の五関係)

(表面)

(鳥取県)

督 促 状

年 度	登録番号	納税番号
年 度		

自 動 車 税

殿

税 額	円
延滞金が年14.6パーセントとなる日	年 月 日
納 期 限	年 月 日

上記のとおり滞納となっておりますから、納付してください。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 園

◎ 裏面をお読みください。

(裏面)

この督促状を受けとられたときまでに、納付しておられましたら、行き違いですのであしからず御了承ください。

<お知らせ>

- 1 督促状を発送した日から起算して、10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。
- 2 この督促状について不服がある場合は、督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることが出来ます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 3 延滞金は、納期限までに税金を完納しないときに、その翌日から完納の日までの日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.8パーセント)の割合で計算されます。

第五号様式の二その二表面中

口座振替金融機関番号

を

指定項 金口座	金融機関 口座番号
納 税 貯 蓄 組 合	

に改め、同様式その五表面中「ので納付してください」を記す。

第十一号様式の四を次のように改める。

第十一号様式の四 (第十四条の二関係)

(表面)

県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書

年 月 日

鳥 取 県	部 県 税 務 所 長	殿
銀行・金庫	本店・本所	殿
農協・漁協	支店・支所	

金融機関経由印

- 県税の納付に当たり、次のとおり依頼します。
- 1 県税事務所が発付する下記に関する納付書は、取扱金融機関に送付してください。
 - 2 取扱金融機関に納付書が送付されたときは、裏面約定に基づき、下記預金口座から県の歳入金に振り替えてください。
- 記

住 所 (所在地)	〒	電話番号
氏 名 (フリガナ) 名	◎	取扱税目
代 表 者 名 称 (法人の場合のみ記入してください。)	(役職名)	振替日納期の最終日
口 座 名 義 (フリガナ)	(届出印) ◎	預金の種類
振 替 開 始 日	年 月 日以降	口座番号
	納期が到来するもの。	

県税整理欄 (何も記入しないでください。)

住所コード		地 番		等 番	
取扱税目		金融機関コード			

県民十の幾名を「500万円」及び「550万円」に

雑損控除	納税義務者数	控除額
	人	円
障害者等の控除	納税義務者数	控除人員
	人	人
		円

医療費控除	納税義務者数	控除額	社会保険料控除	納税義務者数	控除額	小規模企業 共済掛金控除	納税義務者数	控除額	生命保険料控除	納税義務者数	控除額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
配偶者控除			配偶者特別控除			扶養控除			基礎控除		
納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除人員	控除額	納税義務者数	控除額	合計		
人	円	人	円	人	人	円	人	円	円		
(B)											

社会保険料控除	納税義務者数	控除額	小規模企業 共済掛金控除	納税義務者数	控除額	生命保険料控除	納税義務者数	控除額	障害者控除	納税義務者数	控除人員
人	円	人	円	人	円	人	円	人	人	人	円
配偶者控除			配偶者特別控除			扶養控除			基礎控除		
納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除額	納税義務者数	控除人員	控除額	合計				
人	円	人	円	人	人	円	円				

除	老年者控除	納税義務者数	控除額
円	人	円	円
他の控除			
円	円	円	円
(B)			

23888。

第五十六号様式中

前 附

を 附 添 付

第六十一号様式表面更正・決定・加算金決定通知書兼領収証書中

預 金 振 替 額	預 金 振 替 額	預 金 振 替 額	預 金 振 替 額
額 ①	額 ①	額 ①	額 ①
正	正	正	正

に改める。

第六十四号様式中「（印）世帯番号証明書」を「（印）世帯番号証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県規則第二十五号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、納入者から第十八条の二の規定による口座振替の方法によつて歳入を納付する旨の届出があつたときは、納入通知書をその者が預金口座を設けている指定金融機関等に直接送付しなければならない。

第十五条第三項中「次条」を「前条第一項ただし書、次条」に改める。

第十八条第二項を削る。

第十八条の二に見出しとして「（口座その他の方法による納入の通知に係る納付の方法）」を付し、同条を第十八条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（口座振替の方法による納付の方法）

第十八条の二 指定金融機関等に預金口座を設けている納入者で地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第五百五十五条の規定により口座振替の方法によつて歳入を納付しようとするものは、当該指定金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は^{（印）}局長に届け出なければならない。

一 住所及び氏名

二 口座振替の方法により納付しようとする歳入の内容

三 預金口座を設けている指定金融機関等の名称並びに当該預金の種類及び預金口座番号

四 その他知事が特に必要と認める事項

第二十七条第一項に次の一号を加える。

四 知事又は^{（印）}局長から第十四条第一項ただし書（第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による納入通知書の送付があつたとき。

別表第一中

鳥取県立倉吉専修職業訓練校	次 長
鳥取県立米子専修職業訓練校	次 長

を

鳥取県	鳥取県
-----	-----

立倉吉高等技術専門学校

総務課長

立米子高等技術専門学校

総務課長

に改める。

様式目次中「様式第三号 歳入金口座振込請求書」を「様式第三号 削除」に改める。

様式第三号を次のように改める。

森田清三郎 三原

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県規則第二十六号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を

定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「大阪事務所」の下に「並びに部又は機関のうち中部総合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎に事務所を有するもの」を加える。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行し、改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定は、平成三年度分の予算から適用する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】